

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月23日 10時10分ごろ
発生場所	大分県大分市玉井漁港東北東方沖 佐賀関漁港幸の浦南防波堤灯台から真方位200° 1,450m付近 (概位 北緯33° 13.8′ 東経131° 52.7′)
事故の概要	漁船太洋丸は、北東進中、また、プレジャーボートブルーバードⅡは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月24日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 太洋丸、1.2トン OT3-46882、個人所有 第294-23843号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ブルーバードⅡ、5トン未満（長さ2.84m） 294-22519大分、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂を伴う破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南南西流
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、玉井漁港東方沖であじ釣りをしながら漂流中、船長Aが、漁場を移動しようと思って周囲を見た際、前路に航行の支障となる他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、A船船尾付近の操縦場所で操船して微速力前進で北東進を開始したところ、B船と衝突した。 船長Aは、発進前に周囲を見たものの、B船の船体が小さく、視界に入らなかったのではないかと、本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、玉井漁港東北東方沖で船首からパラシュート型シーアンカーを投入して漂流中、船長B及び同乗者が釣りをしていたところ、同乗者が接近するA船に気付いた直後、B船の右舷中央部にA船の左舷船首部が衝突した。 同乗者は、右足踵に切創を負った。

<p>分析</p>	<p>A船は、漁場から発進する際、船長Aが、前路に他船はいないもの と思い、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂 泊中のB船に気付かず北東方に向けて発進し、B船と衝突したもの と考えられる。</p> <p>船長Aは、漁場から発進する際、周囲を見たものの、B船の船体が 小さく、視界に入らなかったことから、前路に他船はいないものと思 った可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、釣りをしている周囲の見張りを適切に 行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突し たものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかつ たため、北東方に向けて発進したA船と漂泊中のB船とが衝突したも のと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。